特殊詐欺（還付金詐欺・振り込め詐欺など）電話の被害を防止!!

通話録音装置を無料で貸し出します

電話の着信時に警告のアナウンスが流れた後、通話内容を自動的に録音する装置です。特殊詐欺の被害を抑止する効果が期待できます。

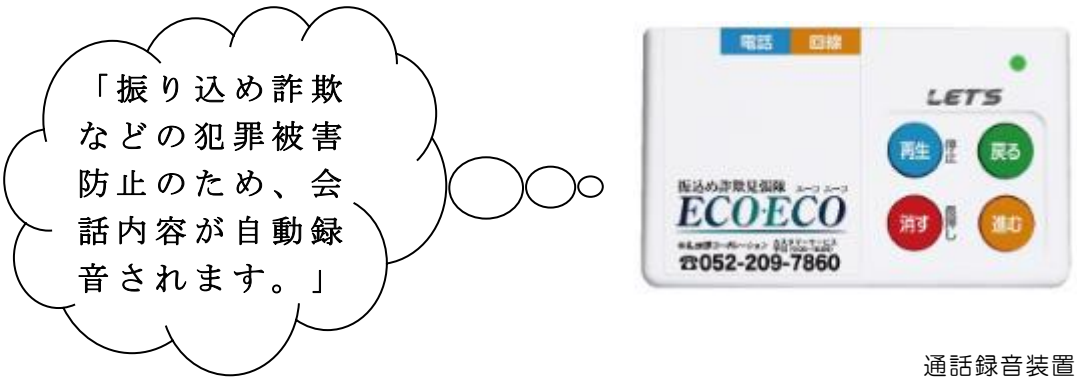

通話録音装置(イメージ)

●貸し出し対象

摂津市在住で次のいずれかの世帯

① 高齢者（６５歳以上の者をいう。）のみの世帯

② 日中に、高齢者のみとなる世帯

③ その他市長が必要と認める世帯

●貸し出し費用　無料（ただし、装置を利用するための電気代や通話料などは利用者負担）

●貸し出しのお申し込みは随時受け付けております。
まずは、摂津市生活環境部産業振興課へご相談ください。

●申込先

摂津市生活環境部産業振興課（市役所新館４階）

（問合せ）06-6383-1362　午前９時～午後５時 15 分（平日のみ）

※窓口または郵送でお申込みください。

裏面もご覧ください。⇒

イラスト出典：消費者庁イラスト集

【申込にあたってのご注意】

★貸し出しする装置は、ご家庭の電話回線と固定電話機の間に接続し、電話の着信があった時、特殊詐欺などによる被害を抑止するため、かかってきた電話の相手に警告メッセージを流し、通話の内容を録音するものです。

★電話機の機種や回線により、装置を設置できない場合があります。
特に、**緊急通報装置**(※)を設置されている場合、誤作動を引き起こすおそれがあります。

※緊急通報装置：電話回線を使用し非常時にボタンを押すと支援先のオペレータに援護要請を発信できる装置

★装置の設置は、申込をされた方（もしくはご家族）で行ってください。
（工事不要で簡単に設置可能）

★申込された電話番号以外で使用することはできません。

★貸与された装置を譲渡したり、売却したり、担保に供することはできません。

★申請書に記入いただいた個人情報は、装置の設置及び管理の目的以外には使用しません。

【申し込みから貸し出しまでの流れ】

申　込

・貸し出しをご希望の方は、「摂津市自動通話録音装置貸与申込書」に必要事項を記入し、産業振興課へ提出してください。

↓

審　査

・申込書の提出により、貸し出しが確約されるものではありませんのでご注意ください。
・審査のため、電話等で必要事項を確認させていただく場合があります。

↓

結果通知

・審査結果は、後日「摂津市自動通話録音装置貸与・不貸与決定通知書」にて申込者に郵送します。

↓

貸し出し

・結果通知により、貸与決定をした世帯には、受け取り日時と方法をお知らせします。
申込人またはご家族の方のご来庁によりお受け取りください。

摂津市生活環境部産業振興課（市役所新館４階）
（問合せ）06-6383-1362　午前９時～午後５時 15 分（平日のみ）